

新駅問題対策特別委員会 委員長報告
(平成21年12月 3日報告)

新駅問題対策特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、付託審査事項であります「新幹線（仮称）南びわ湖駅設置についての今後の対応について」を審査するため、閉会中の11月6日 午前9時30分から、また、11月30日 午後3時から、説明のため、市長、副市長、関係部長、関係課長の出席を求め、2回開催いたしました。

まず、11月6日の審査内容であります。

1点目として、「今日までの経過と取組み状況」について、経過報告、後継プランの案、地権者への補償対応の考え方や原状復旧のスケジュール等の報告がありました。これらの報告に対して、質疑を行いました。主なものをご報告申し上げます。

委員から、まちづくり基本構想の策定や課題の解決について、今日まで栗東市は地権者の側に立ってきちんと進めてきたのかとの質問があり、当局から、地権者の側に立ち、地権者の意見を聞き、理解を得て、滋賀県とともに基本構想の策定や課題の解決に努めてきたとの答弁がありました。

また、委員から、栗東市が滋賀県に対して地権者や市の利益を守るための努力が今後必要であるとの意見がありました。

また、委員から、まちづくり基本構想において、都市計画道路栗東駅前線の整備は必要と考えるがどうかとの質問があり、当局から、新駅設置計画がなくなった現計画は、都市計画審議会への報告、協議を踏まえ、周辺の土地利用、費用対効果の観点から困難であるとの答弁がありました。

また、委員から、基本構想はまだ案の状態であるが、成案となるのはいつの時点と判断されているのかとの質問があり、今後4自治会へ都市計画の整理等の説明と合わせて再説明を行い、成案化していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、骨格道路等の基盤整備について短期5年を目標とすることについて滋賀県の対応等はどうかとの質問があり、企業立地の関係から可能な限り前倒し整備に努力する、また、国費の補助以外については滋賀県が二分の一の支援を行なうことになっているとの答弁がありました。

また、委員から、当該区域の整備に合わせて上鉤志那中線および片岡栗東線の渋滞緩和、安全対策のため早期整備が必要であるとの意見がありました。

また、委員から、基本構想計画に伴う市財政への影響はどう考えているかとの質

問があり、企業誘致により、年次的に固定資産税、市民税の増収が見込めること、将来負担比率については積極的に起債の償還を進めており、現段階では増加することは無いと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、企業誘致の状況はどうかとの質問があり、候補地の選定について、栗東市に決定いただけるようインセンティブ、税制上の優遇措置の関係等々、滋賀県とともに努力を重ねているとの答弁がありました。

続きまして、11月30日の審査内容であります。

まず、「今日までの経過と取組み状況」として、経過報告、南部地域振興プランおよび栗東新産業地区工業団地整備事業の取組み状況について報告がありました。

これらの報告に対して、質疑を行いました。主なものをご報告申し上げます。

委員から、滋賀県が県の東海道新幹線新駅課題対応基金を取り崩して一般財源化のため県議会に提案されている内容はどうかとの質問に対して、当局から、平成19年10月の促進協議会正副会長会議で、「課題解決のため当分の間基金は存置する」との約束事であり、去る11月10日の会議で関係6市長が出席し反対をしたが、県の判断により提案されたものであるとの答弁がありました。

また、委員から、南部振興プランに後継プランがやっと一体的計画となったがその経過と考え方はどうかとの質問があり、当局からは、市としては再三、南部振興プランに新駅中止後の後継プランを南部振興プランにきちんと位置づけるべきであると主張してきた結果により、一体的な計画となったとの答弁がありました。

また、委員から、土地開発公社による栗東新産業地区工業団地整備事業の今後の予定はどうかとの質問があり、当局から、46億円強の事業費は造成完了後のものである。全体計画は、約10ヘクタールの整備事業であるが、第1期分の5.6ヘクタールは平成22年10月に建築工事に着手できるよう地権者との協議、開発協議等を進め、残る4.6ヘクタールは第2期工事として平成24年度末までには処分できるよう進めていくとの答弁がありました。

また、土地開発公社による事業費の資金調達方法はどうかとの質問があり、当局から、公社によるプロパー事業として金融機関から資金調達する計画で、すでに金融機関へ説明を行なっているとの答弁がありました。

また、委員から、公社が不動産鑑定額により土地を取得、造成後に企業へ売却することになるが、その事業費は協議済みであるのかとの質問があり、当局から、用地買収額や買収に伴う経費の総額を基本に、相手企業と交渉をすることになっているとの答弁がありました。

また、委員から、工業団地整備事業によって、企業立地促進法での支援措置や企業誘致条例による企業立地により、税収への影響や雇用面での経済効果など市の将来見通し計画は作成されているのかとの質問があり、当局からは当該企業における実施計画や設備投資の内容等が明らかでないため試算ができないが、億単位の金額が想定される。但し、設備投資による特別償却の適用においては、法人市民税に影響が生じることが予測されるとの答弁がありました。

また、委員から、企業立地促進法に基づくスケジュールはどうかとの質問があり、当局から、市による基本計画は今年度末までに国の同意を得る予定で協議をしているとの答弁がありました。

以上、2回の委員会の審査経過と概要について報告させていただきましたが、当委員会の付託事項であります「新幹線（仮称）南びわ湖駅設置についての今後の対応について」は、後継プランの早期具現化や企業誘致に伴う多くの事務手続き、原状復旧工事など活力創生のまちづくりの実現のため、今後においても引き続き審査を進めてまいりたいと考えております。

以上で、新駅問題対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。